

大崎市行政改革大綱

(改訂案)

「宝の都（くに）・大崎」の実現に向けて

平成19年3月策定

平成22年 月改訂

宮城県大崎市

目 次

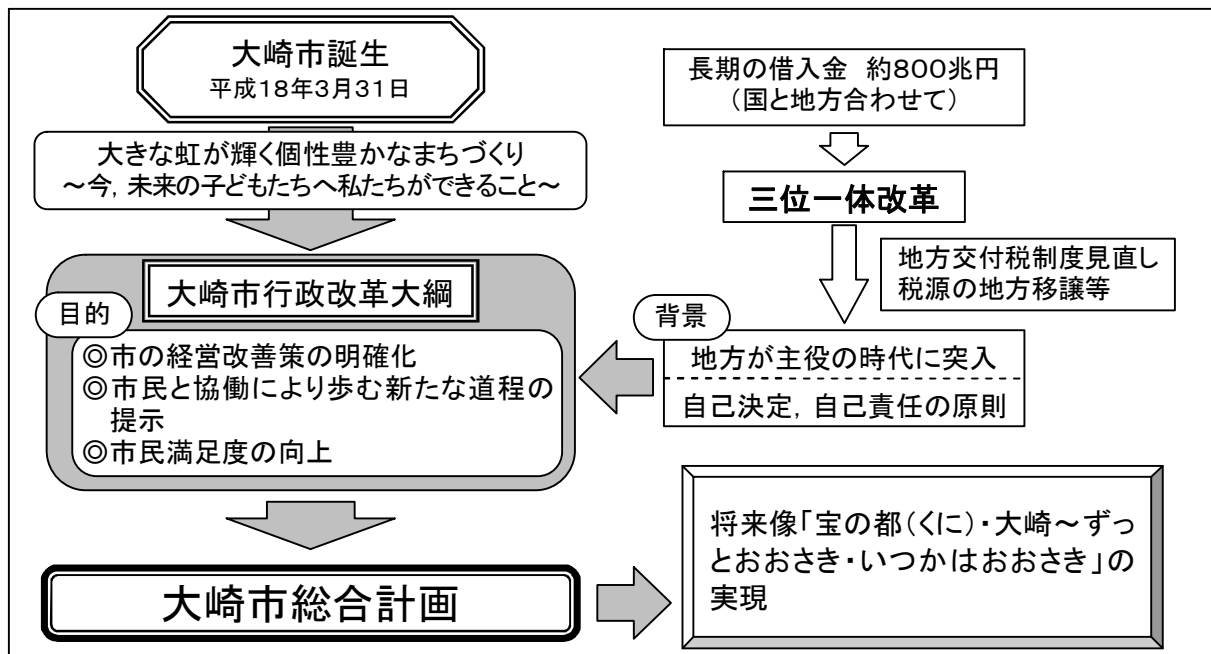
第 1	行政改革大綱策定の趣旨	1
1	行政改革大綱策定の目的	1
2	行政改革への取り組み経過	2
3	行政改革大綱推進の視点	2
4	財政見通しの現状	2
第 2	行政改革大綱の基本事項	3
1	行政改革大綱の位置付け	3
2	計画の期間	3
3	行政改革大綱及び集中改革プランの推進体制	4
第 3	行政改革大綱の推進体系	5
1	行政改革大綱推進の基本体系	5
2	行政改革大綱の展開	7
第 4	行政改革大綱の個別推進項目	9
1	市民協働の推進に向けて	9
2	時代の要請に適う事務事業への見直し	9
3	市民と歩む組織・機構への見直し	10
4	市の職員数及び給与の見直し	11
5	効率的な行政運営に必要とされる職員の処遇適正化と能力開発の推進	11
6	行政の情報化推進等と市民参画による行政サービスの向上	12
7	市の公共施設の見直し	13
8	改善を本旨とする財政健全化の推進	13
9	公営企業の経営健全化	14
	[用語説明]	15

大崎市行政改革大綱（改訂案）

平成 22 年 月 日決定
大崎市行政改革推進本部

第 1 行政改革大綱策定の趣旨

1 行政改革大綱策定の目的



大崎市は、平成 18 年 3 月 31 日に旧古川市、旧松山町、旧三本木町、旧鹿島台町、旧岩出山町、旧鳴子町、旧田尻町の 1 市 6 町が合併し、大崎市新市建設計画*1「大きな虹が輝く個性豊かなまちづくり（今、未来の子どもたちに私たちができること）」を新市のテーマに掲げ、誕生しました。

しかしながら、合併直後の大崎市の財政を取り巻く環境は、合併協議時の想定を上回る厳しいものとなり、財政見通しの再算定が迫られている状況にありました。

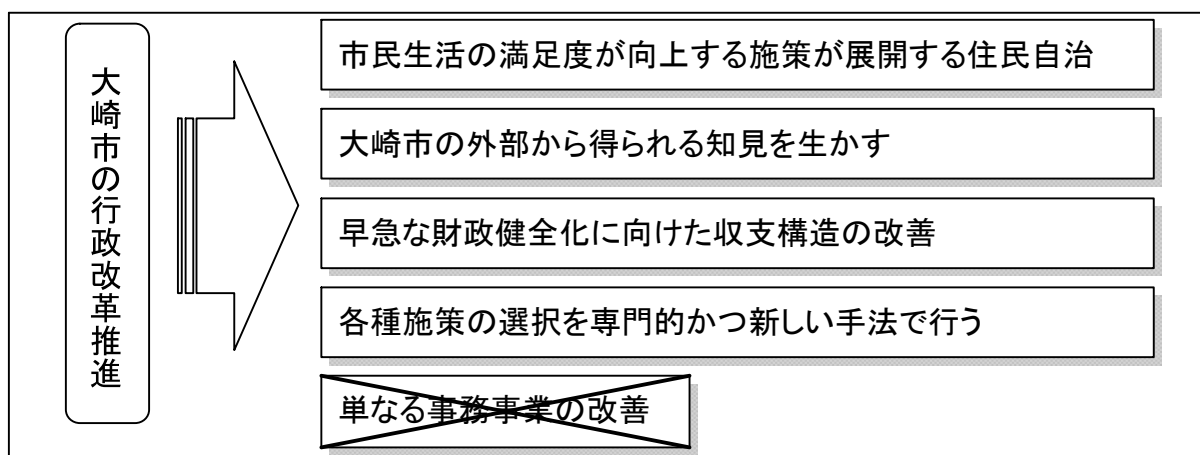
このことから、今後の市政の経営改善策を明らかにし、新たな道程を市民との協働により歩み、よりスリムで質が高く効率的な行政運営を実現することを目標に、平成 19 年 3 月大崎市行政改革大綱を策定し、本年までの 3 年間行政改革に取り組んできました。しかしながら、行財政改革に一定の成果は得られたものの、これを上回る経済の悪化があり、地方財政を取り巻く環境は依然として厳しいことから、より一層の行財政運営の効率化を進める必要があります。このため今後も、この大綱を指針とする行政改革を将来にわたり取り組むべき課題として捉え、市民と共に推進していきます。

また、大綱の具体的な取り組みを明示するために、その実施計画となる集中改革プランを策定します。

2 行政改革への取り組み経過

大崎市では、厳しい財政状況に対応し、限られた経営資源（人材・資源・情報・財源）を有効に活用して、市民満足度の向上と効率的かつ効果的な大崎市の経営を進めるため、平成19年3月に行政改革の基本方針として「大崎市行政改革大綱」を策定しました。さらに、大綱の実施計画となる「集中改革プラン」を定め、62の改革推進項目に取り組んできました。この間、新たな行政需要に対応しながら、事務事業の見直し、民間委託、組織機構のスリム化等を進めてきました。

3 行政改革大綱推進の視点



大崎市の行政改革は、単なる事務事業の改善に終始するのではなく、大崎市の外部の活力を生かした改革、市民の満足度が向上する改革、住民自治を目指した改革、民間の知恵を生かした経営手法の導入による改革、早急な財政の健全化と収支構造の改善、併せて市が担うべき役割分担の中で限られた財源を有効に活用するための各種施策の選択と集中などを、専門的かつ新しい手法をも加味した視点で行うことにより、大崎市を構築する礎にするものとします。

4 財政見通しの現状

財政的には、3年間の行政改革を通じ、目標額約50億円を上回る節減効果をあげることができ、実質公債費比率*²を平成20年度決算で16.5%とできたほか、財政調整基金*³を18.9億円に積み増すことができました。

しかしながら、大崎市においても、少子高齢化は一層進展し、雇用は深刻化、長引く景気の低迷により自主財源の根幹をなす税収は大きく落ち込む一方で、社会保障関係経費が大幅に伸び、市民サービスに直結する経費が増加しており、

依然厳しい財政状況が続きます。さらに合併に対する地方交付税の財政支援措置は、平成 27 年度までは一定額が措置されますが、平成 28 年度以降は段階的に縮減されていくことになります。

一方、国においては、昨年 16 年ぶりの政権交代があり、地方自治制度や地方交付税制度の見直しと地方分権改革推進計画*⁴に基づく地域主権改革の推進などが今後予定されているところです。

こうした状況を的確に捉え、財源不足を基金からの繰り入れで補うといった従来の財政構造から脱却して、将来にわたり持続可能な財政構造への転換を図るため、新たな取り組みを進めていく必要があります。

第 2 行政改革大綱の基本事項

1 行政改革大綱の位置付け

大崎市行政改革大綱及び集中改革プランは、限られた経営資源（人材・資源・情報・財源）を有効に活用し、市民満足度の向上を目指し、効率的かつ効果的な大崎市の経営を進め、大崎市総合計画*⁵の将来像「宝の都（くに）大崎〜ずっとおおさき・いつかはおおさき」の実現に向け行政改革を推進するための基本となるものです。

(1) 行政改革大綱

大崎市が進める行政改革の基本理念と基本指針を定め、行政改革推進の背景及び目的、改革に向けての基本的な考え方、改革に向けての重点項目等を示します。

(2) 集中改革プラン

行政改革大綱に基づき、行政改革の重点項目等の取り組みを特定年限に集中的に実施するため、数値目標を掲げて行政改革の具体的な取り組み内容を示すとともに、達成状況を管理します。

2 計画の期間

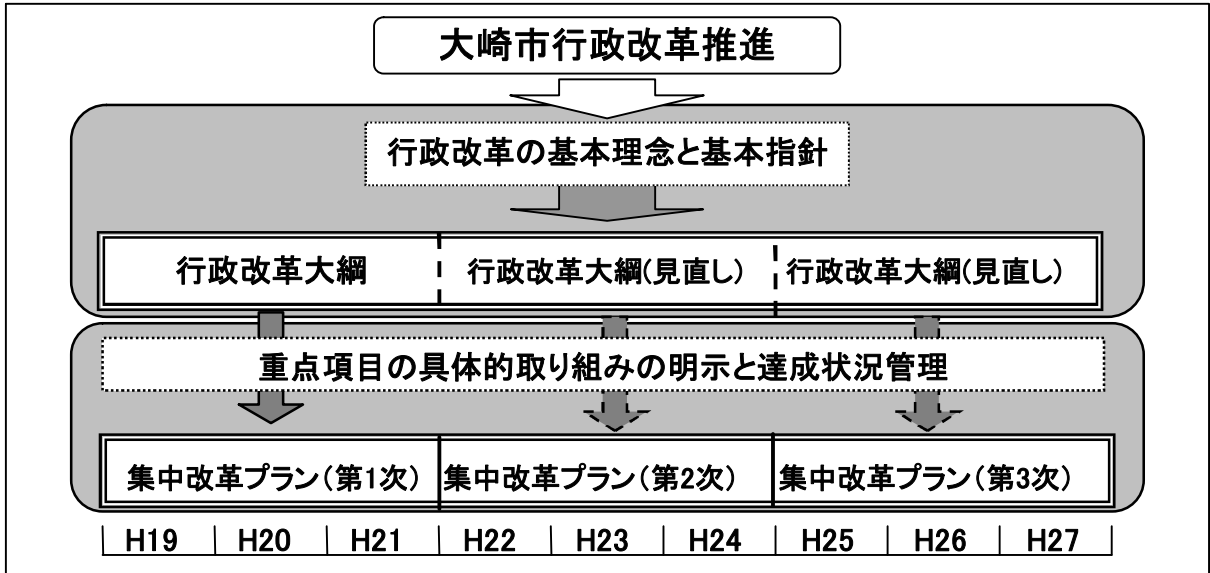
(1) 行政改革大綱

計画期間は、平成 19 年度から平成 27 年度までの 9 か年間とします。

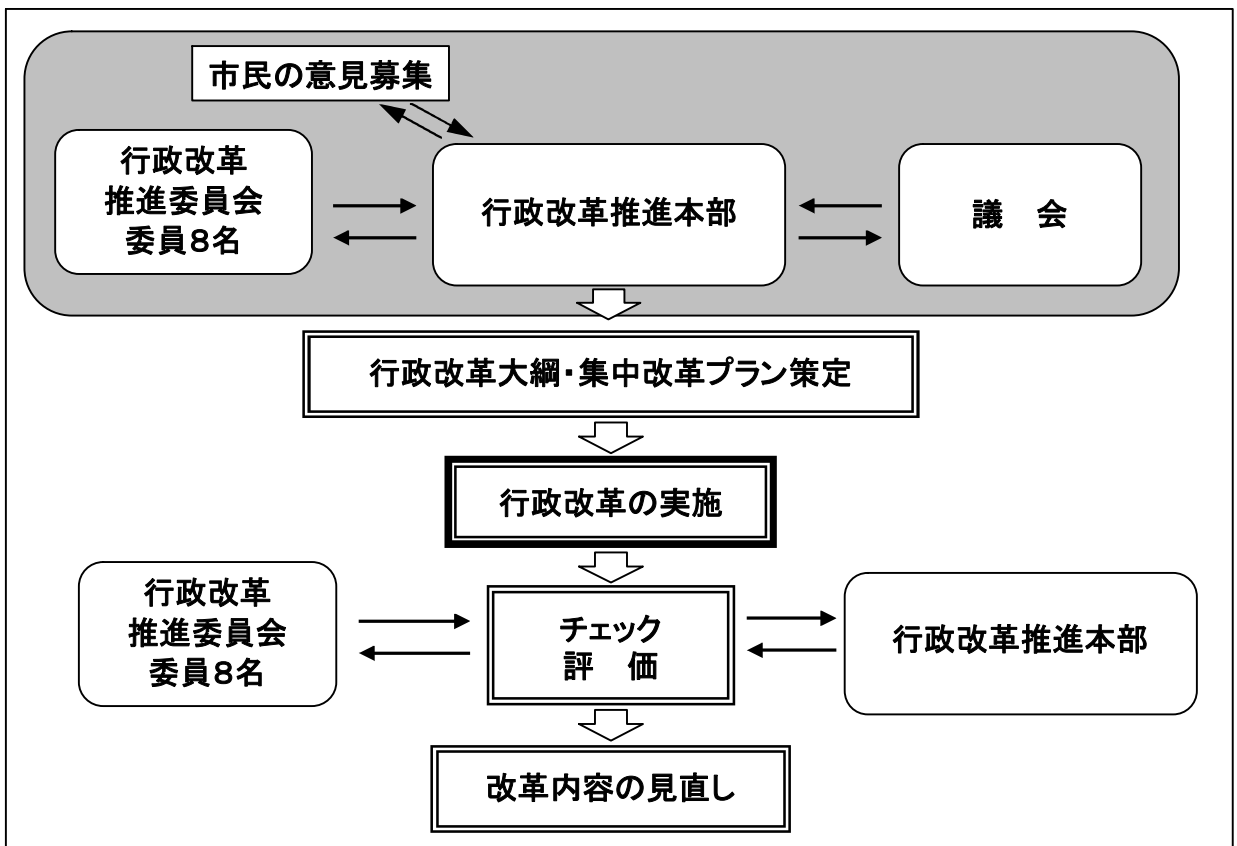
ただし、3 年毎に計画進行状況を踏まえて見直しを実施することとします。

(2) 集中改革プラン

計画期間は、平成 19 年度から平成 21 年度までの 3 か年を第 1 次、平成 22 年度から平成 24 年度までを第 2 次、そして平成 25 年度から平成 27 年度までを第 3 次として取り組みます。



3 行政改革大綱及び集中改革プランの推進体制



(1) 大崎市行政改革推進本部

行政改革大綱に基づき、効率的かつ効果的に業務を改善するための体制として、庁内に行政改革推進本部を設置し、全庁的な行政改革を推進します。

ア 本部会議

市長，副市長，教育長，部長，総合支所長等により組織し，次の事項を所掌します。

- ・行政改革大綱及び行政改革推進に関する計画の策定及びその推進に関すること。
- ・行政改革大綱及び行政改革推進に関する計画の推進状況の公表等に関すること。
- ・その他行政改革に関する重要事項に関すること。

イ 作業部会

各部の総務担当課長，総合支所総務課長により組織し，本部会議に附議する事項，指示された事項の調査検討を行います。

(2) 大崎市行政改革推進委員会

民間の識見を有する委員及び市民代表委員合計 8 名からなる委員会を設置し，行政改革の推進に関し，行政改革推進本部に提言等を行います。

(3) 推進状況の公表

行政改革の推進状況を広報紙や，ホームページ，説明会の開催などにより公表し，透明性を確保するとともに，広く市民から意見・提案を募り，行政改革の推進に活用します。

第 3 行政改革大綱の推進体系

1 行政改革大綱推進の基本体系

(1) 行政改革推進の基本的な考え方

大崎市の行政改革は，「仕事のやり方を変える」ということに主眼を置きます。これまでの行政本位の視点から，市民視点でのわかり易い行政を進めるとともに，市民の要望を的確に把握し，政策に市民の納得を得られるよう，事務事業に優先順位を付けることを進めます。また，行政組織内外の意思疎通を良くすることに取り組みます。これらのことを着実に進めた結果が，市民満足度の向上につながるよう努めます。

(2) 市民の要望の把握

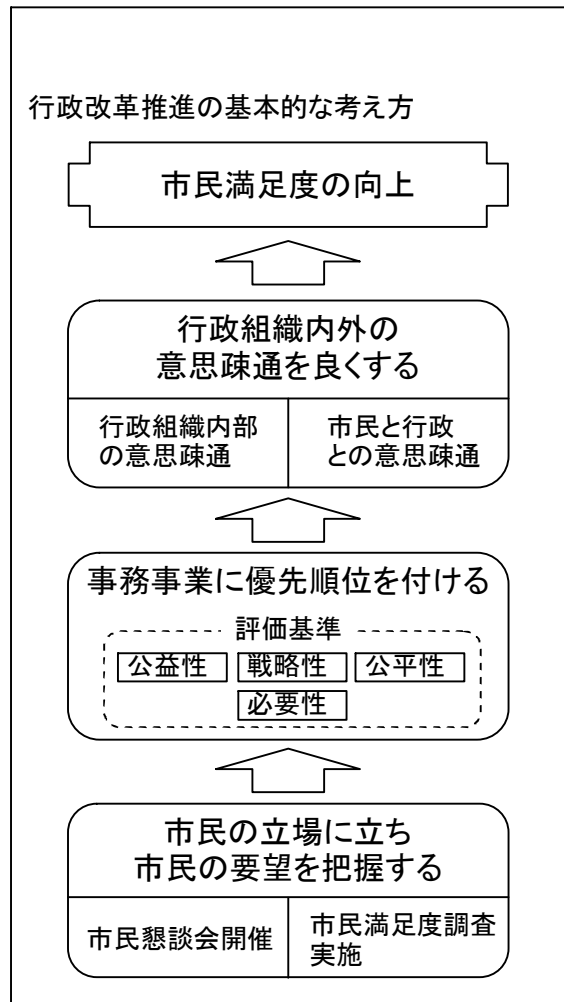
東西約 80 km という広範な市域により市民の声が行政に届きにくくなるという不安の解消が図られるよう，ご意見をいただく場を積極的に設け，市民の要望を市政運営に反映させます。

(3) 事務事業の優先順位付け

現在行政が役割を担っている部分について、その役割分担を明確化するために必要性・公益性・公平性・戦略性の項目を基本とする評価基準を設け、各事務事業を評価し優先順位を付けることで、時宜に適った自治体経営を行うこととします。

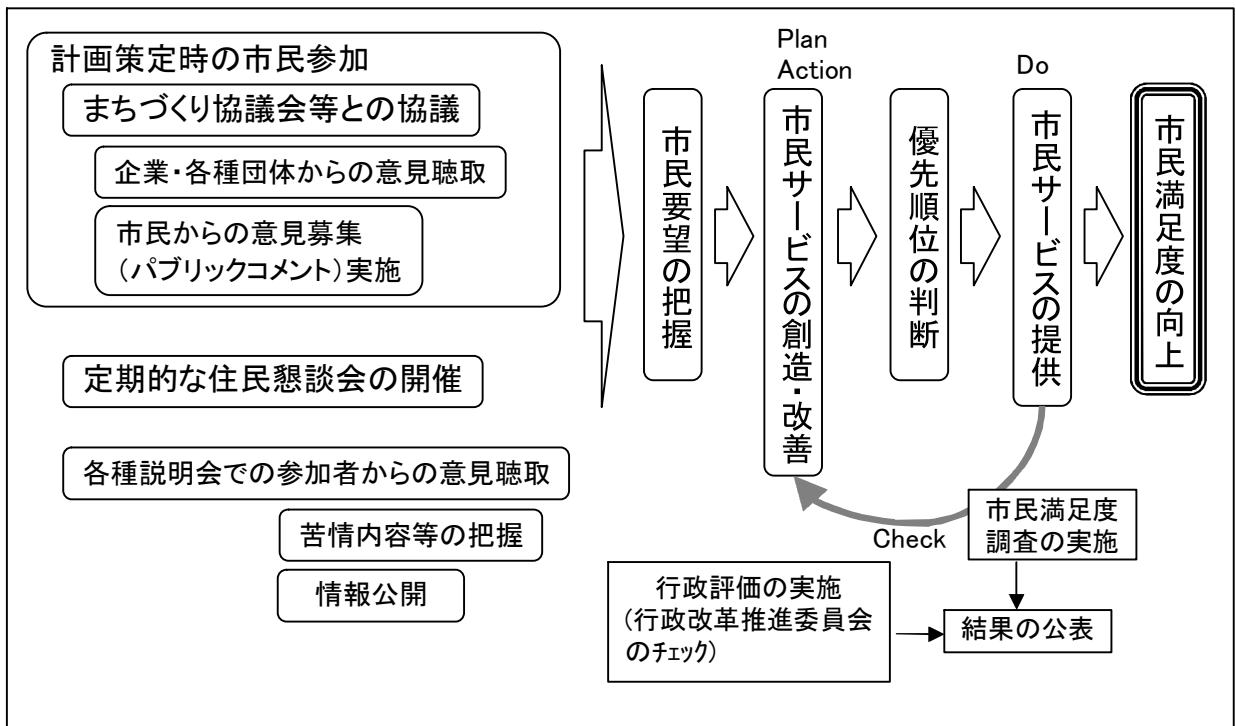
(4) 行政組織内外の意思疎通を良くする

組織内の良好な意思疎通の形成は、良質な行政サービスの提供につながります。また、市民との良好な意思疎通を形成することは、行政と市民の役割分担を将来的にどのようなようにしていくべきか市民と話し合い目標を立てた上で、市民の納得と協力を得ていくことが市民協働につながります。また、良好な意思疎通を図る取り組みにより、市民への対応が軽やかで、身近に感じられる行政となることを目指します。



2 行政改革大綱の展開

(1) 市民要望把握の体系化



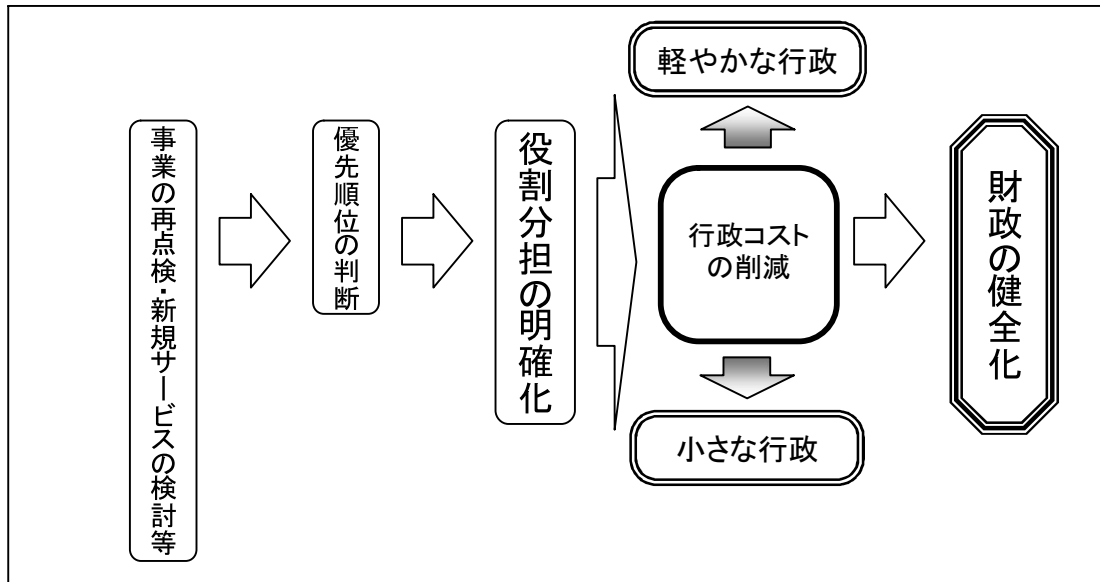
市民と協働するまちづくりを進めるためには、市民の要望を把握する場を積極的に設け、市民の声を市政運営に反映させる体系化づくりを行わなければなりません。

そのためには、施策を始めるにあたって、市民に政策審議過程から参画いただけるようまちづくり協議会、企業・各種団体等との協議や意見公募制度のパブリックコメント*⁶等を行い、共に政策を展開していくこととします。

また、市民懇談会の開催や各種説明会、苦情対応窓口の整備を行い苦情内容等の把握に努めるなど、市民のご意見を施策に反映していくこととします。

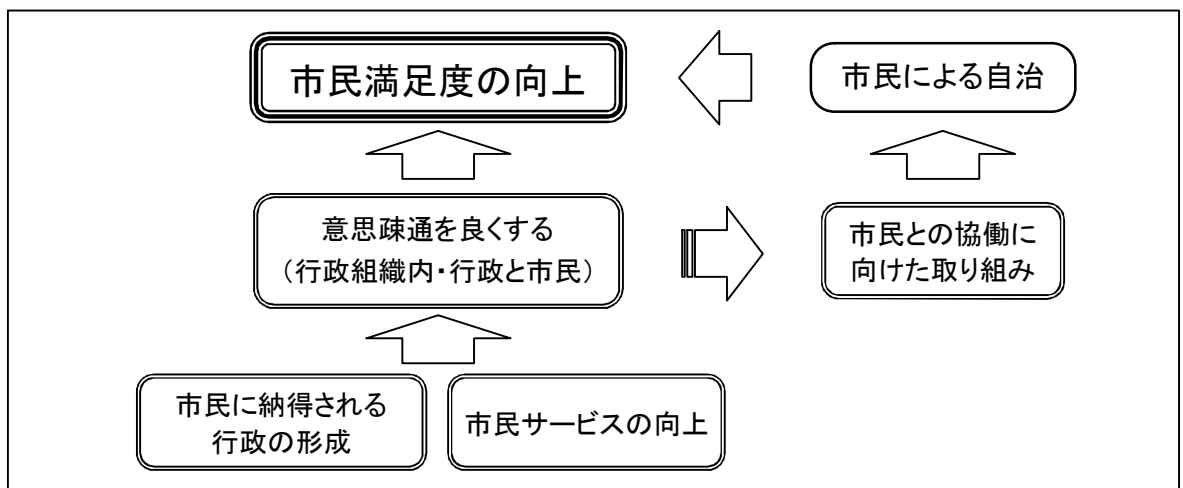
更に、事務事業についての、市民意識調査や行政評価*⁷を実施し、新たな市民要望の把握のためのPDCAサイクル*⁸に基づく確認体制を構築していくこととします。

(2) 事務事業の優先順位付けによる役割分担の明確化



事務事業に優先順位を付けることは、行政の役割を市民や民間に移行する検討等が行われることです。また、役割分担が明確化され、事業の再点検や財源の有効活用、安定的な財政運営等を行うことで、人件費や物件費などの行政コストが縮減され、軽やかで小さな行政となり、財政健全化が推進されます。市民に納得される職員の育成と併せ、軽やかな行政への移行を図ります。

(3) 行政組織内外の意思疎通を良くする



市役所内の各課が業務連携するヨコの仕事の流れと、本庁と総合支所が業務連携するタテの仕事の流れを良くするための意識づくり、更に市民の要望を把握し、納得を得ながら進める意識づくりに努めていくこととします。

第4 行政改革大綱の個別推進項目

1 市民協働の推進に向けて

(1) 市民協働の推進

大崎市は、過疎化や少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、地域独自で解決していくことが困難、かつ複雑多岐な問題が山積みされています。

「大崎 20 万都市への挑戦」「おおさき産業革命の推進と一万人雇用機会の創出」「大崎市流地域自治組織の確立」を総合計画の重点プロジェクトとして進め、課題を解決することとしています。市民一人ひとりが新しいまちづくりの主役として、主体的なまちづくりを実践し、自立した地域運営を展開していくことも肝要となっています。

市民個人や地域コミュニティ、ボランティア、NPO*⁹、企業と行政がパートナーシップに基づき、共に育む協働のまちを目指し、真に市民の要望にあった円滑で効率的な行政を運営する体系を構築していくとともに、地域内分権を進め、地域の主体的判断による地域経営が行われるよう地域自治の支援・育成を行います。

(2) 利用者にやさしいまちづくり

人柄は土地柄を表すとも言われます。市民が自らの家に迎えるお客様を快くご案内するように、総合性のある地理・施設案内等が日常的に取り組みれ、来訪者へのサイン誘導においても「おもてなし」の心が伝わるように、市民とともに努力します。

2 時代の要請に適う事務事業への見直し

(1) 事務事業の体系化

行政評価システムを活用し、事務事業をより公正、効率的なものとするため、事務事業の関連を明らかにして体系的に整理しながら、優先順位や実施主体をまとめるための判断基準を定めます。

(2) 事務事業の民間委託等の推進

行政コストの削減を図るため、「大崎市アウトソーシングに関する基本的な指針」*¹⁰に基づき、民間委託、指定管理者制度*¹¹等を積極的かつ計画的に導入し、民間事業者のノウハウを活かした事業運営を推進します。

(3) 補助金・負担金交付制度の適正化

補助金については、補助金交付基準*¹²に基づいた交付の妥当性を検証し、補助金等に係る予算の執行及び交付の適正化を図ります。

負担金についても効果や必要性を常に検証し、見直しを進めていきます。

(4) 事務事業のコスト管理と受益者負担の適正化

事務事業のコスト管理と適切な受益者負担については、民間や外部の識見を有する方々のご意見をいただき、明確な基準を策定し、適正化を図っていくこととします。

(5) 地域の特色ある事業を公益的法人等の主体的実施に転換

大崎市は、特産品、温泉、観光地、景勝地、文化財、文化施設等、多種多様な資源を持つほか、多くの地域の特色ある催し事が行われる地域です。

これからは、これらの大崎の宝を最大限に生かす地域間交流（事業）や連携事業等を実施していくとともに、これまで、地域を支えてきた、人・各種団体・NPO等が、より主体性を発揮し、また地域間の連携が促進できるよう支援していきます。

3 市民と歩む組織・機構への見直し

(1) 市民が利用し易い組織整備（組織機能の簡素化）

市民が利用し易く簡素で効率的な組織機構とすることを基本に、組織内分権と担当制の導入を段階的に進め、総合支所の将来的役割を市民に密接に係わる業務に移行していくとともに、出張所についてはあり方の結論を得ることとします。また、適時を捉えた組織機構とするため、時代の方向性に沿った改善に努めるものとします。

(2) 危機管理への対応

近い将来に予想される地震災害等、危機管理事項全般にわたり対応するため、危機管理部門を軸とする的確な情報の把握と、これを市全体として共有し、正確な市民への情報伝達により、迅速な対策の実施体制整備を更に進めていくものとします。また、地域においては、特に自主防災組織の育成強化に対する支援を行います。

(3) 組織の意思疎通の向上

組織の機能は、明確な組織規律、必要職務の選択と理解、縦横の情報連携、市民との意見交換と市政への反映、職員の職務能力、他組織との連携、財源の確保等により役割を果たしていますが、組織の意思疎通は多様な職務意識のもとに仕事が進められていることもあり、複雑な機能となっています。

このため、市民要望や課題を縦横の情報連携で組み立て、創造的分野での対応や業務調整として機能発揮する市民満足度の高い組織体制を創っていくものとします。

(4) 外郭団体の自立化誘導

現在市が出資する第三セクター*¹³は8つあり、真の自立した経営を目指しています。

このため、当面は経営の健全化を図り、経営指導等を行ってまいります。また、経営改善後に市が果たす役割は、企業に出資する株主の権限を行使することに留めるものとします。

土地開発公社については、経営の健全化に努めるとともに組織の見直しを行います。

4 市の職員数及び給与の見直し

(1) 定員適正化計画の推進

徹底的な組織機構や事務事業の見直し、さらには事業の民間委託等をすすめながら「大崎市定員適正化計画」*¹⁴を推進し、効果的効率的な職員の配置に努めるとともに、社会経済情勢や組織のあるべき姿を見据えた適正な職員数の検討を進めていきます。

(2) 給与の適正化

市職員の給料は、地域給与水準との整合を図るなど適正な運用が必要とされています。

公務という特殊性はあるものの、仕事に必要とされる職務能力や実績評価をできるだけ反映した人事や給料表の運用に努めるとともに、各種手当等のあり方を検討し、市民から理解が得られるよう適正化に努めます。

5 効率的な行政運営に必要とされる職員の処遇適正化と能力開発の推進

(1) 人材育成の推進

「大崎市人材育成基本方針」*¹⁵に定める目指すべき職員像（①誇りと情熱をもって仕事に取り組む職員 ②常に問題意識を持ち、柔軟な思考力で環境変化にすばやく対応できる職員 ③一市民として考え、一市民としてまちづくりを進められる職員）の実現に向けて、評価制度、研修制度を活用し、人材の育成に努めます。

(2) 人事評価制度の推進

職員の能力や実績を正当に評価することは、職員個人の職務への満足度を高めることにも繋がり、市の発展を支える原動力となることから、職員の納得に基づく応能評価・仕事の実績評価を行う人事評価システムを実施します。

(3) 人事交流の推進

市民の満足度を一層高めるためには、事務事業に取り組む際の発想の転換が必要であり、自らと違う考えや行動を知ることが、創造性豊かなアイデアを生み出すことにも繋がります。

このため、国、県や関係機関、民間との間で人事の交流を行い、異なった発想による仕事の進め方や技術ノウハウを学ぶ機会を増やします。

(4) 職員規律の改善

職員としての身だしなみや応対の悪さは、時として市民から批判の的となります。市民とともに歩むために努力する職員となるべく、基本的な応接と法令の遵守を普段から心がける必要があります。

このため、さわやか運動（さわやかに、わかりやすく、やさしく、かんけつに応接する運動）の推進と、職員規律の改善に取り組んでいきます。

6 行政の情報化推進等と市民参画による行政サービスの向上

(1) 業務案内、行政手続の総合化、電子化の推進

市民からは、市役所での手続や証明書発行などについて、色々な面からの利便性の向上を求められています。

このため、各種手続の電子化、総合窓口の導入等の施策を推進し、行政サービスのより一層の向上に努めます。また、住民基本台帳カード^{*16}を活用した行政手続の普及やインターネット手続きの対象拡大、民間への取扱窓口委託を検討することとします。

(2) 電算システム運用の見直し

市の事務事業への電算システム活用に関しては、安定的かつ迅速な行政サービスの提供と費用対効果を高めることが求められています。

このため、現在導入されているシステムの稼動状況調査を実施し、その運用改善を図るとともに、事務事業の更なる効率化とコスト縮減を図るため、積極的なシステム導入を行い、活用することとします。

また、電算システムの運用にあつては、強固な情報セキュリティの確保が必要であり、物理的な対策を施すとともに利用する職員に対する研修を実施します。

(3) 積極的な情報提供による市民参画

市民への情報提供は、市広報紙、ホームページ、各種チラシ、防災無線によるほか、市政情報センターによる行政情報の公開などにより行っています。

今後はさらに、市民が理解し易い表現に気を配りながら、市政に関する情

報源として市広報紙やホームページの内容を充実させるとともに報道機関と連携を図りながら様々な情報媒体を活用して積極的に情報提供に努めます。

(4) 政策決定過程への市民参画の推進

市は、市民と協働するまちづくりを進めることとしていますが、市の政策に市民の意見を反映させることは、協働社会を創るうえで、非常に重要な視点と捉えています。

このため、施策を始めるにあたっては、市民に政策審議過程から参画いただけるよう意見公募制度であるパブリックコメントの実施や、審議会等会議の公開、移動市長室や各種説明会、懇談会の開催などにより、市民から広く意見の収集を行うほか、苦情対応窓口の整備などで苦情内容の把握に努め、ご意見を施策に反映していくこととします。

さらに、市民と行政が対等な関係で一つの場（テーブル）につき、合意形成を図りながら素案等の作成や事業実施のプランを立てるパートナーシップ会議を展開していくこととします。

事業実施後は、市民意識調査や行政評価を実施し、新たな市民要望の把握のための確認体制を構築していくこととします。

7 市の公共施設の見直し

(1) 公共施設の見直し

平成20年9月に策定した「公の施設見直し方針」*¹⁷に基づき、施設の統廃合や民間活力の積極的な活用による指定管理者制度の適用や民営化等への移行を推進していきます。

8 改善を本旨とする財政健全化の推進

(1) 健全な財政運営の推進

今後も厳しい財政運営が続くことが見込まれることから、多様な収入源の確保と聖域無き支出改革の推進の継続が必要であり、実質公債費比率18%以下を維持し、経常収支比率*¹⁸80%台へ誘導することを目標に財政の健全化への取り組みを行っていくこととします。

(2) 自主財源の確保

健全な財政を運営するためには、事業実施内容に見合う適正な収入の確保が必要となります。

このため、事務事業の実施にあたり、無料・免除・減額としていた応益者負担のあり方を見直し、コスト管理に基づいた収入の適正化を進めることと

します。さらに、納税義務を果たさないでいる方への適正な徴収を図るとともに、収入確保の為の積極的な取り組みを進めることとします。

また、将来の自主財源を確保するための先行投資は、内容を精査し進めるものとします。

(3) 財政配分の最適化（事務・事業分野毎の配分見直し）

従来の財政の投資判断は、必要性を確認し財源の有効活用と節減が図られるかを軸に判断し、住民の要望や建設計画等を基に財源が配分され、支払い資金の運用管理等を相対的に含めて管理していました。

また、国からの地方交付税配分時期と起債資金の借り入れ時期、事務事業の資金需要の時期が合わず、金融機関からの一時借入金による支払い金利が、負担となっていました。

これらのことから、今後分野ごとに費用対効果等の測定実施と事務事業優先順位の設定結果を用いて財源配分する方向で検討し、資金管理についてもその需要内容に的確に応じられる資金計画を研究していくこととします。

(4) 遊休資産等の活用

現在まで、売却可能な遊休地は随時公有財産の売り払いを行っていますが、遊休地・遊休施設については、今後とも民間への売却、貸与等により財源化を図って行きます。

(5) 入札方法の改善

現在の入札は、物品購入から各種委託業務、工事発注等で行われ、入札に付す案件の金額の多寡により、業者の指名競争入札^{*19}や一般競争入札^{*20}が行われています。

入札のあり方については、未だに全国的な検討が加えられていますが、本市においてもそのあり方を検討する委員会を構成し適切な執行に努め、経費の節減に取り組んでいきます。

9 公営企業の経営健全化

(1) 病院事業の経営健全化

「大崎市民病院改革プラン」に基づき、経営の効率化、再編・ネットワーク化、経営形態の見直しを重点に経営の改革を推進していきます。

(2) 水道事業の経営健全化

「大崎市水道事業基本計画」に基づき、事務事業の整理合理化やアウトソーシング等による経費の削減を図りながら、持続可能な水道事業の確立を目指し経営改革の推進に努めます。

【用語説明】

*1 大崎市新市建設計画

大崎地方合併協議会において、1市6町の合併協議を進めるなか、平成17年1月に策定したもので、新市の将来像「一大崎豊饒の大地から平成デモクラシーの幕開けー地域の個性・文化が輝き豊かな自然や環境が輝き安全、安心な暮らしにより、市民の笑顔が輝くまち」の実現に向け、種々の施策を展開していくこととしています。

*2 実質公債費比率

自治体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標で、平成18年4月に地方債制度が「許可制度」から「協議制度」に移行したことに伴い導入されたもので、この値が18%以上の地方公共団体は、地方債の発行に際して許可が必要になります。

*3 財政調整基金

自治体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金です。自治体の財政は、景気低迷などによる大幅な税収減に見舞われたり、災害発生により予期せぬ支出の増加を余儀なくされることがあります。このような事態に備え、財政調整基金として積み立てておく必要があります。

*4 地方分権改革推進計画

地方分権改革推進法（平成18年法律第111号）に基づき、平成21年12月に閣議決定されたもので、地域主権の確立のために「義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大」、「国と地方の協議の場の法制化」、「今後の地域主権改革の推進体制」の取り組みを推進するとしています。このうち、義務付け・枠付けの見直しに関しては、公営住宅の整備基準、入所収入基準や保育所等の福祉施設の基準等を自治体の条例に委任するなど、全体で63項目・121条項の見直しが予定されています。

*5 大崎市総合計画

大崎市の目指す将来像とその実現に向けた諸施策の方向性を示す市政の最も基本となる計画で、平成19年12月に策定しました。この計画は、「安全・安心」「活力・交流」「自立・協働」「改革・挑戦」を市政運営の理念とし、将来像を「宝の都（くに）・大崎～ずっとおおさき・いつかはおおさき～」と定め、個性豊かな魅力あるまちづくりの指針とするものです。

***6 パブリックコメント**

市が基本的な計画や条例などを制定する際に、事前にその案を市民の皆さんに公表し、その案に対する意見を募集し、寄せられた意見を考慮しながら計画等を定めるとともに、市の考え方を公表するものです。

市では、この制度を行うことによって、政策決定過程における公正性の確保と透明性の向上を図り、市民参加による開かれたまちづくりの実現を目指しています。

***7 行政評価**

行政評価とは、行政（市、県、国など）が行っている様々な活動が適切であるかを常時点検し、改善するものです。

行政評価は、定まった方法がある訳ではなく、自治体それぞれの目的や考え方によって様々な手法が試みられていますが、PDCAサイクルのC（評価）で行う手続きに、統一的な基準を設け、客観的に実施することが「行政評価」です。

***8 PDCAサイクル**

一つの事業を展開する際に、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）の経過を順に実施することです。最後の改善では評価の結果から、最初の計画を継続・修正・廃止のいずれかとして、次回の計画に結び付けます。この手法によって、行政サービスの維持・向上および継続的な事務改善活動を推進するものです。

***9 NPO**

NPO（Non-Profit Organization の略）とは、ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称です。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」の一般的な総称です。法人格を問わず、さまざまな分野（福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など）で、社会の多様化したニーズにこたえる重要な役割を果たすことが期待されています。

***10 大崎市アウトソーシングに関する基本的な指針**

大崎市行政改革大綱に掲げる「事務事業の民間への委託、移譲の推進」の重点項目を受け、全ての事務事業について「民間活力の積極的な導入」の観点から見直しを行っていくためのガイドラインとして、平成20年2月に策定しました。

***11 指定管理者制度**

指定管理者制度は、平成15年9月の改正地方自治法によってできた新しい制度で、多様化する市民の要望に、より効果的、効率的に対応するため、「公の施設」（文化施設、公民館、社会福祉施設など市民の福祉を増進する目的で、市民の皆様にご利用していただくために設置された施設）の管理に民間の能力を活用することにより、市民サービスの向上を図るとともに、合わせて経費の削減等を図ることを目的とするものです。

公の施設の管理は、以前は市の出資法人等の団体に限定されていましたが、この制度の導入により、民間事業者やNPOなどを含む幅広い団体の中から指定することができるようになりました。

***12 補助金交付基準**

平成19年10月に定めた基準で、団体が行う公益性のある事業に対して市が交付する補助金について、補助の必要性が客観的に認められるものであるか、公平性、透明性が確保されているか、補助の効果が広く市民の福祉の向上に寄与しているかなど、補助金を適正に運用するために必要な事項を定めています。

***13 第三セクター**

国や地方公共団体と民間の共同出資による事業体をいいます。地域開発、交通その他の分野で設立され、国や地方公共団体の事業を民間の資金と能力を導入して共同で行うものです。

大崎市の第三セクターは、(株)まちづくり古川、(株)アクアライト台町、(株)醸室、(株)大崎市三本木振興公社、(株)池月道の駅、鳴子まちづくり(株)、(株)オニコウベ、(株)田尻穂波公社の8社があります。

***14 大崎市定員適正化計画**

人件費総額の抑制を図るため、平成19年3月に策定した職員数の削減計画で、行政の守備範囲を明確にするとともに、業務をスリム化するための事項に取り組むこと等により定員の適正化を図ることを基本方針としています。

***15 大崎市人材育成基本方針**

大崎市の住民福祉の向上、市民満足度の向上を実現していくため、目指すべき職員像を明らかにし、その職員像に近づくためのより体系的、総合的な人材育成を推進するため、平成19年3月に策定しました。

***16 住民基本台帳カード**

住民基本台帳カード（住基カード）は、希望する方に対して、市役所の市民課窓口等で交付しています。住基カードの有効期限は、発行日から10年間有効です。取得のメリットとしては、次のものがあります。

- ・転入転出手続が簡素化できます。
- ・住民票の写しを全国のほとんどの市町村で交付を受けることができます。
- ・行政機関での電子申請に必要となる「電子証明書」の保存用カードとして利用できます。
- ・写真付きカードは、公的身分証明書として利用できます。

***17 公の施設見直し方針**

多様化する住民ニーズに、より効率的、効果的に対応するため、施設の統廃合や民間活力の積極的な活用による指定管理者制度の適用や民営化等への移行を目的として、今後の取り組むべき方針として平成20年9月に策定しました。

***18 経常収支比率**

歳出のうち人件費、扶助費、公債費など経常的な支出に、市税など経常的収入がどの程度充当されているかを示す指標で、財政構造の弾力性を判断する指標です。この比率が低いほど弾力性が大きいことを表し、一般的に80%を超えると財政構造が弾力性を失いつつあるといわれています。

***19 指名競争入札**

一定の条件を満たす希望者すべてを入札に参加させる一般競争入札と異なり、特定の条件により発注者側が指名する者同士で競争に付し契約者を決定する入札方式です。

***20 一般競争入札**

公共工事を発注する官庁が業者を決める入札制度で、一定の参加条件を満たすものが公告により自由に競争できる入札方式です。基本的には入札参加資格を定めませんが、申請時の資料を基に不良業者は排除されます。